

労働基準部長による安全パトロールを実施

—小売業の転倒災害防止、高年齢労働者による災害防止を要請—

岐阜県内では、第三次産業の労働災害が増加傾向にあります。特に小売業、社会福祉施設では、高年齢労働者による転倒災害や腰痛の予防が課題となっており、働く人に安全で安心な店舗、施設づくりを進めることが重要となっています。

岐阜労働局では、第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進を図ることとしており、その取り組みの一つとして、11月13日（水）に大垣労働基準監督署管内にある小売業の店舗を子安労働基準部長及び澤田健康安全課長が訪問し、店舗の責任者の方々と一緒にバックヤードを中心に安全パトロールを実施しました。



施設内のパトロール

この店舗では、通路と商品保管場所の明確化はもちろんのこと、揚げ物職場付近では、滑り止めマットの設置や耐滑性長靴の使用、使用後の靴底の洗浄を徹底するなど、転倒災害を防止するための取り組みが進められています。また、ヒヤリハット報告に基づき、転倒危険個所の床面には、「転倒危険ステッカー」を貼って注意喚起するなど、店舗独自の取り組みが積極的に行われています。さらに、最近、問題となっているカスタマーハラスメントに組織的に対応するなど、メンタルヘルス対策にも積極的に取り組まれています。

パトロール後に労働基準部長からは、職員駐車場と店舗への安全通路を明示して、配送トラックとの衝突防止や冬季の凍結による転倒災害の防止、年末に向けては、短期アルバイト等、経験の浅い労働者への安全衛生教育の充実等、対策を進めていただくよう要請しました。



パトロール後の意見交換